

# 人事行政の運営等の状況

H22. 12. 1現在

市の人事行政の公平性や透明性をより高めるため、現在の運営状況をお知らせします。  
内容については、最新の情報を公表できるよう、随時更新します。

## 1. 職員の任免および職員数の状況

### (1) 任免の状況

#### ① 職員採用の状況（22年4月1日）

区 分	採用人数
事 務 職	9 人
技 術 職	4 人
消 防 職	4 人
指 導 主 事	2 人
合 計	19 人

※ 21年度の採用試験及び選考によるものです。

#### ② 退職の状況（21年度）

区分	定年	勸奨	死亡	自己都合他
事務職	10 人	2 人	—	2 人
技術職	3 人	—	—	1 人
消防職	1 人	1 人	1 人	1 人
技能労務職	2 人	—	—	—
指導主事	—	—	—	2 人
合計	16 人	3 人	1 人	6 人

※ 21年4月1日～22年3月31日までに退職した職員数です。

#### (3) 職務上の地位別職員数（一般行政職）

役 職	職員数		対前年 増減数	
	21年	22年		
理事	2	1	△ 1	
部長級	部長	7	11	4
	参事	13	10	△ 3
次長級	次長	15	20	5
課長級	課長	26	28	2
	主幹	4	0	△ 4
課長代理級	課長代理	18	23	5
管理職計		85	93	8
係長級	係長	42	45	3
	主任	36	45	9
一般		87	85	△ 2
その他計		165	175	10
合計		250	268	18

※ 定員管理調査による職員数です。

### (2) 部門別職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年 増減数
		21年	22年	
一般行政	議会	6	6	0
	総務	81	82	1
	税務	24	23	-1
	民生	92	93	1
	衛生	76	72	-4
	労働	0	0	0
	農林水産	5	5	0
	商工	4	4	0
	土木	31	31	0
	小計	319	316	-3
特別行政	教育	93	92	-1
	消防	70	69	-1
	小計	163	161	-2
公営企業等	水道	30	28	-2
	下水道	7	7	0
	その他	29	29	0
	小計	66	64	-2
合 計 [条例の定数]		548 [728]	541 [728]	-7
教育長除く計		547	540	-7

※ 定員管理調査による一般職に属する職員数であり、臨時または非常勤職員を除きます。

## 2. 給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通〈一般〉会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	20年度の 人件費率
21年度	78,492 人	217億5,288万円	2億7,007万円	48億0,382万円	22.1%	25.7%

※ 人件費には、市長・副市長・議員および各種行政委員らの非常勤特別職の給料、報酬を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通〈一般〉会計予算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
22年度	503 人	18億6,983万円	3億5,938万円	7億3,854万円	29億6,820万円	590万円

※ 職員数および給与費は、再任用職員を含む22年度の当初予算額です。

※ 職員手当には、退職手当は含みません。

### (3) 職員（一般行政職）の初任給および経験年数別・学歴別 平均給料月額状況（22年4月1日現在）

区分	初任給	経験年数 10年	同 15年	同 20年
大学卒	185,800 円	262,000 円	302,500 円	340,200 円
高校卒	155,700 円	231,100 円	269,600 円	310,800 円

※ 22年4月から上記給料月額の2%カットを行っています。

### (4) 職員手当の状況

#### ① 期末・勤勉手当の状況（21年度）

区分	支給割合		職制上の段階や職務の 級などによる加算措置
	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.25 月分	0.70 月分	理事・部長級：20% 次長・課長級：15%
	(0.65 月分)	(0.35 月分)	
12月期	1.50 月分	0.70 月分	課長代理級：10% 係長級：5%
	(0.85 月分)	(0.35 月分)	

※ ( ) 内は、再任用職員に係るものです。

※ 国と同様の支給割合です。

#### ② 退職手当の状況（21年度）

区分	支給割合	
	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
同 25年	33.50 月分	41.34 月分
同 35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
加算措置	定年前勸奨退職者 2%~20%	
21年度 平均支給額	877 万円	2,651 万円

※ 平均支給額は、21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ その他の職員手当（22年4月1日現在）

区分		支給内容	
扶養手当	配偶者	13,000 円	
	配偶者以外 1人につき	6,500 円	
	配偶者のいない場合の1人目の子など	11,000 円	
	16歳～22歳の扶養親族(子)	5,000 円 を加算	
住居手当	借家（最高支給限度額）	27,000 円	
	持ち家で世帯主	2,500 円	
	その他	0 円	
	自ら居住する住宅購入などのため借入金を償還している場合（購入の日から5年間に限る）	2,500 円 を加算	
通勤手当	交通機関利用者 (2km未満の者を除く)		6か月定期代で一括支給（1か月あたり55,000円上限）
	交通用具等利用者 (2km未満の者を除く)	2km ～ 5km	2,000 円
		5km ～ 10km	4,100 円
		10km ～ 15km	6,500 円
		15km ～ 20km	8,900 円
		20km ～ 25km	11,300 円
		25km ～ 30km	13,700 円
		30km ～ 35km	16,100 円
		35km ～ 40km	18,500 円
		40km ～ 45km	20,900 円
		45km ～ 50km	21,800 円
		50km ～ 55km	22,700 円
		55km ～ 60km	23,600 円
		60km以上	24,500 円
管理職手当	理 事		63,000 円
	部 長 級	部 長	53,000 円
		参 事	51,000 円
	次 長 級	次 長	47,000 円
	課 長 級	課 長	44,000 円
課長代理級	課長代理	38,000 円	
地域手当	「給料+扶養手当+管理職手当」の3%		
特殊勤務手当	市：9種類		
	手当の種類	支給額	支給対象職員
	市税等事務従事手当	(日) 200円	市税、国保料等の実地徴収に従事した職員
	感染症防疫作業従事手当	(件) 500円	作業に従事した職員
	行旅病死入収容護送作業従事手当	(件) 1,000円	作業に従事した職員
	汚物の収集、処理作業従事手当	収集(日)500円	ごみなどの収集、処理作業に従事した職員
		処理(日)350円	
死獣処理作業従事手当	(件) 300円	作業に従事した職員	

※ 制度は廃止したが、平成23年度までの経過措置

※ 制度は廃止したが、平成22年度までの経過措置

消防職員業務従事手当	(回) 450円	交替制勤務として夜間勤務に従事した職員
	(当務) 200円	機関業務に従事した職員
	(件) 200円	水火災出動した職員
	(件) 100円	救急出動した職員
	(当務) 700円	救急救命士の資格を有し、その業務に従事した職員
社会福祉事務従事手当	(日) 150円	実地に調査、指導を行った職員
薬剤散布作業従事手当	(日) 300円	作業に従事した職員
有害危険物取扱業務従事手当	(日) 100円	消防法に規定する危険物、ボイラー、塩酸、硫酸等の有害物を取扱う業務に従事した職員
水道局：3種類		
手当の種類	支給額	支給対象職員
電気主任技術業務従事手当	(日) 100円	電気主任技術者に選任され、その業務に従事した職員
水道料金徴収業務従事手当	(日) 200円	水道料金の実地徴収等の業務に従事した職員
有害物取扱業務従事手当	(日) 100円	水質検査等を行うために塩酸、硫酸、硝酸等の有害物を取り扱った職員
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務を命じられた場合、1時間当たり給与額に125/100～160/100を乗じた額	
休日勤務手当	休日に正規の勤務時間中の勤務を命じられた場合、1時間当たり給与額に135/100～160/100を乗じた額	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から午前5時まで勤務した場合、1時間当たり給与額に25/100を乗じた額	

(5) 特別職の報酬などの状況（22年4月1日現在）

区分	21年度支給割合	
	給料・報酬月額	期末手当
市長	792,000円（742,500円）	4.10 月分
副市長	726,250円（700,000円）	4.10 月分
議長	655,500 円	4.10 月分
副議長	603,250 円	4.10 月分
議員	570,000 円	4.10 月分
区分	退職手当	支給時期
市長	給料月額 × 50 / 100 × 在職月数	任期ごと
副市長	給料月額 × 30 / 100 × 在職月数	

※ 15年7月1日の給料から、市長20%、副市長17%を、同じく報酬から、議長・副議長・議員それぞれ5%減額した後の額です。

( ) 書きは、22年4月1日からの減額幅を市長25%、副市長20%とした額です。